

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(厚生労働省)

事業名	介護福祉士等修学資金貸付事業		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度～		担当課室	福祉基盤課		定塚 由美子		
会計区分	一般会計		施策名	IV-9-1 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	介護福祉士等修学資金の貸付について(平成5年5月31日付厚生省社援発164号厚生事務次官通知)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地等における介護福祉士及び社会福祉士養成施設の学生に対し、在学期間中に修学資金の貸付を行うことで、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災に伴い被災した介護福祉士及び社会福祉士養成施設の学生に対し、在学期間中に月額5万円、及び入学時と卒業時に20万円の準備金の貸付を行い、資格取得後に5年間介護等の業務に従事すれば、返還の債務を免除する制度である。 補助率:3/4							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	(200億円の内数)	-	-	1,656	1,656			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
単当たり コスト	800,000(円/1人あたり年間貸付上限額)		算出根拠	月額50,000円×12月+200,000円(入学準備金もしくは就職準備金)				
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				人材不足に陥っている被災地の人材育成に資する事業であることから、東日本大震災からの復興の基本方針「5 復興施策 (2)地域における暮らしの再生①地域の支え合い(iii)」として掲げられている方針と一致している。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				当該事業は、資格取得を目指す学生の修学を支援するのみならず、被災地域における喫緊の課題である雇用創出に資するものでもあり、優先度の高い事業である。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				資格取得を目指す学生に対し、在学期間中に修学資金の貸付を行うことで、修学を容易にし、さらに、資格取得後、貸付を受けた都道府県内で業務に従事することで返還債務が免除されるため、学生にとっては、資格取得のインセンティブが働き、また、人材不足が懸念される被災地等における人材の定着が期待できる事業である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				当該事業は、被災地等における人材確保に資するため、従来施策と比べ、補助率の嵩上げを行っており、また、被災地域を限定せず、被災者全員を貸付対象とすることで、貸付対象範囲を拡大しているところである。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				都道府県が適当と認める団体(都道府県社会福祉協議会等)が実施主体となる場合は、都道府県知事が貸付にあたって必要な指導・助言を行うなど、「(通知)介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について(H5.5.31社援発第69号)」において、その役割は明確に定められている。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				他の事業としては、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金があるが、これらの事業との整合性を図るため、重複貸付は認めていないところであり、計画的に実施されるものとなっている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				被災者にとって身近にある都道府県社会福祉協議会等での実施が可能であるため、事業の迅速な着手・執行が可能である。また、各実施主体ごとの執行状況は定期的に把握しているところである。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。